

徳島県告示第五百九十四号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定に基づき、建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により、次のとおり公告する。

令和五年十二月二十六日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 処分をした年月日

令和五年十二月十一日

二 被処分者の商号又は名称及び主たる営業所の所在地

株式会社徳総

徳島市新南福島一丁目六番一〇号

三 被処分者の代表者氏名及び許可番号

代表取締役 坂井 大三郎

徳島県知事許可（般・〇一）第七〇五九一号

四 処分の内容

建設業法第二十九条第一項の規定による建設業許可の取消し（解体工事業に関する一

般建設業許可）

五 処分の原因となった事実

法人の役員が、禁錮以上の刑に処せられ、その刑が確定したことにより、建設業法第八号第十二号の規定に該当するに至った。このことが同法第二十九条第一項第二号に該当する。